

平成26年1月23日

第1回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

# 第1回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 平成26年1月23日(木) 午後3時

場 所 倉吉市役所 第3会議室

1 開 会

2 前回会議録承認

3 会議録署名委員の選出

4 教育長報告

5 議 事

|       |                                  |   |
|-------|----------------------------------|---|
| 議案第1号 | 倉吉市関金資料館の設置及び管理に関する条例の廃止について     | 1 |
| 議案第2号 | 倉吉市関金資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について | 3 |
| 議案第3号 | 市立小学校教職員の処分について                  | 5 |
| 議案第4号 | 市立中学校教職員の処分について                  | 9 |

6 協議事項

|     |                      |    |
|-----|----------------------|----|
| (1) | 倉吉市いじめ防止基本方針について     | 12 |
| (2) | 平成25年度倉吉市教育委員会表彰について | 22 |
| (3) | 倉吉市立小学校及び中学校管理規則について | 24 |

7 報告事項

各課報告(別紙)

8 その他

9 閉 会

## 議案第1号

### 倉吉市関金資料館の設置及び管理に関する条例の廃止について

次のとおり倉吉市関金資料館の設置及び管理に関する条例を廃止することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により本委員会の意見を求める。

平成26年1月23日提出

倉吉市教育委員会教育長 福井伸一郎

#### 【廃止理由】

倉吉市関金資料館は、築42年の民家を利用して平成8年から資料の展示を行う施設として運営していますが、近年、建物の老朽化が著しく、資料の展示を行うことが困難になっています。関金資料館を維持するためには、屋根瓦の葺き替え等を含む大規模な改修が必要であり、財政的にも困難であるため、平成25年度限り、関金資料館を廃止することとし、倉吉市関金資料館の設置及び管理に関する条例を廃止するものです。

倉吉市関金資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

倉吉市関金資料館の設置及び管理に関する条例（平成17年倉吉市条例第66号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第2号

倉吉市関金資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について

次のとおり倉吉市関金資料館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止することについて、本委員会の承認を求める。

平成26年1月23日提出

倉吉市教育委員会教育長 福井伸一郎

【廃止理由】

倉吉市関金資料館の設置及び管理に関する条例（平成17年倉吉市条例第66号）の廃止に伴い、倉吉市関金資料館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止するものです。

## 倉吉市関金資料館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

倉吉市関金資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年倉吉市教育委員会規則第6号）は、廃止する。

### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 3 号

市立小学校教職員の処分について

市立小学校教職員の処分について、次のとおり提出します。

平成 26 年 1 月 23 日提出

倉吉市教育委員会教育長 福井 伸一郎

議案第 4 号

市立中学校教職員の処分について

市立中学校教職員の処分について、次のとおり提出します。

平成 2 6 年 1 月 2 3 日提出

倉吉市教育委員会教育長 福井 伸一郎



## 倉吉市いじめ防止基本方針(案)

### 策定の基本的な考え方

- ① 基本方針そのものは骨子的なものとして、市民、現場教職員などが読めるボリューム、平易な表現とする。あわせて、県が昨年度作成した「鳥取県いじめ対策指針」の改訂版と基本方針とをセットで活用する。
- ② いじめの防止等の対策を、倉吉市教育振興基本計画に基づく毎年度のアクションプランに位置づけ、着実に取り組むとともに、毎年度点検し、改善を図る（P D C A サイクル）ことを明記する。
- ③ 推進法では任意設置とされている「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することとし、関係機関、団体との連携を図ることを明記する。
  - ・ 県設置の「鳥取県いじめ問題検証委員会」、「子どもの悩みサポートチーム」を活用する。
- ④ 上記組織には、児童生徒やその保護者の意向に配慮しながら、専門的な知識・経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることを明記する。
- ⑤ 学校においては、個々の教職員が抱え込まず組織で対応すること、外部の専門家の参加を求めることなどを明記する。
- ⑥ 児童生徒の主体的な活動を支援し、いじめに直面したとき適切に行動できる児童生徒の育成を目指すことを明記する。

## 倉吉市いじめ防止基本方針(案)

H25. 12. 17現在

### はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、全国的に大きな社会問題となる中、平成 25 年 6 月にいじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)が制定され、同年 9 月 28 日に施行されました。

この倉吉市いじめの防止等のための基本的な方針(以下「市方針」という。)は、倉吉市内の全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組む中で、学びの質を高めながら心豊かに成長していくことができるよう、国、県、市町村、学校、家庭、地域社会その他の関係者の連携の下、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものです。

### I いじめの定義

いじめは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。(法2条1項)

### II いじめに対する基本的な認識

- 1 いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
- 2 いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる可能性のあるものです。
- 3 いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、人間として絶対に許されない卑怯な行為です。
- 4 いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、児童生徒のいじめ問題に対する理解を深めることが大切です。
- 5 いじめの防止や解決は、学校だけではなく、児童生徒、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの立場からその責務を果たし連携して取り組むことが大切です。
- 6 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われます。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「心豊かで安全・安心な社会をつくる」とする認識の共有が不可欠です。

### Ⅲ いじめの防止等に関する方針等

#### 1 倉吉市における取組

- (1) いじめの防止等のための対策を、倉吉市教育振興基本計画に基づく毎年度の重点施策評価に位置づけ、着実に取り組むとともに、機能しているかを点検し、必要に応じて見直します（PDCAサイクル）。
- (2) いじめの防止等に関係する市内の機関及び団体の連携を図るために設置する「倉吉市いじめ問題対策連絡協議会」の機能を活かすことにより、本市におけるいじめの防止等に向けた取組を推進します。（法 14 条）
- (3) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の一層の充実を図ります。（法 15 条 1 項）
- (4) 児童生徒が自主的に行ういじめの防止等に資する活動を支援します。（法 15 条 2 項）
- (5) いじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上を図るため、研修を計画的に実施します。（法 18 条 2 項）
- (6) インターネット等を通じて行われるいじめの防止等のための対策の一層の推進を図ります。（法 19 条）
- (7) いじめの防止等に関する調査研究を行うとともに、その成果を普及します。（法 20 条）
- (8) いじめが子どもたちの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談・救済制度等についての広報や啓発を行います。（法 21 条）

#### 2 学校における取組

- (1) 児童生徒が、友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全な学校生活を送り、規則正しい態度で主体的に活動できることがいじめ防止の基本であると考え、魅力ある学校づくりに努めます。
- (2) 各学校においては、「倉吉市立〇〇学校いじめ防止基本方針(仮称)」を策定し、年間を通じた総合的ないじめの防止等のための計画等を作成し、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図ります。その際は、「倉吉市いじめ防止基本方針」、県方針及び「鳥取県いじめ防止ガイドブック(旧鳥取県いじめ対策指針)」を参酌します。（法 13 条）
- (3) 個々の教職員が抱え込まず組織で対応できるよう、各学校に設置する「いじめの防止等の対策のための組織」等を中心に、学校を挙げていじめの防止等に取り組めます。（法 22 条）
- (4) 「倉吉市立〇〇学校いじめ防止基本方針(仮称)」等いじめの防止等に関する方針を、児童生徒、保護者、地域等に説明します。（法 15 条 2 項）
- (5) いじめに直面したときに、適切な行動ができる児童生徒の育成をめざします。
- (6) 児童生徒自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取組を推進します。（法 15 条 2 項）
- (7) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。（法 15 条 1 項）
- (8) いじめの防止等に関する校内研修を企画・実施します。（法 18 条 2 項）
- (9) インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための対策の充実を図ります。（法 19 条）
- (10) いじめ防止は、人権を守る取組であり、教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚を持って児童生徒の指導に当たります。

### 3 家庭における取組

- (1) 保護者は、子どもたちへの教育の第一義的責任を有します。その保護する児童生徒等がいじめを行うことのないよう、児童生徒に対し、模範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めます。(法 9 条 1 項)
- (2) 保護者は、国、地方公共団体、学校設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。(法 9 条 2 項)
- (3) 保護者は、いじめに関わる心配等がある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等との連携をとるよう努めます。(法 9 条 3 項)

### 4 関係機関等の取組

児童生徒の健全な成長を願い、そのための取組を行う機関や団体等においても、いじめの防止等のための取組を推進します。

### 5 地域等の取組

いじめは、校外においても行われることもあり、その際には声をかけたり、学校へ連絡したりする等、地域として児童生徒を温かく見守る取組を推進します。

## IV いじめへの対処に関する方針等

### 1 倉吉市における取組

- (1) いじめに関する相談を受ける体制を充実させるとともに、相談窓口関係機関での連携を図ります。(法 16 条)
- (2) 学校におけるいじめ事案に対応するため関係機関が連携して「倉吉市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、専門性を発揮することで問題の解決を図ります。なお、連絡協議会を設置するに当たっては専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努めます。
- (3) いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の出席停止を命じることがあります。(法 26 条)

### 2 学校における取組

- (1) いじめの早期発見のための定期的な調査を実施します。(法 16 条 1 項)
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。特に、児童生徒の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請します。(法 23 条 6 項)
- (3) 在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等の確認をし、その結果を教育委員会に報告します。(法 23 条 2 項)
- (4) いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、及び再発を防止するため、専門的な知識を有する方々の協力を得ながら、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行います。(法 23 条 3 項)
- (5) いじめを行った児童生徒については、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じます。(法 23 条 4 項)
- (6) いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こらない

よう配慮します。(法 23 条 5 項)

- (7) 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合があります。(法 25 条)

## V 重大事態への対処等

### 1 倉吉市における取組

- (1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等法 28 条に規定する重大事態その他市内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童生徒の重大な事故が発生した場合には、速やかに教育委員会又は学校の下に調査のための組織を設け、調査を行います。その際は、鳥取県いじめ問題検証委員会及び県事業「いじめの防止等の対策のための組織」及び「子どもの悩みサポートチーム」を活用し、迅速に対応します。(法 28 条 1 項関連)
- (2) 市長は、学校から教育委員会を通じて(1)の重大な事故が発生した旨の報告を受け、必要があると認めるときは、「倉吉市いじめ問題調査のための組織」を活用し、第三者的な視点から、関係者の了解の下に、いじめの原因・実態の検証・解決に取り組みます。
- (3) なお、(1)～(2)の組織を編成するにあたっては、適切にいじめ問題に対処する観点から、児童生徒やその保護者の意向を尊重しながら、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努めます。
- (4) 重大事態に関わる調査を行った際には、その結果を議会に報告します。(法 30 条 3 項)
- (5) 重大事態の調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。(法 30 条 5 項)

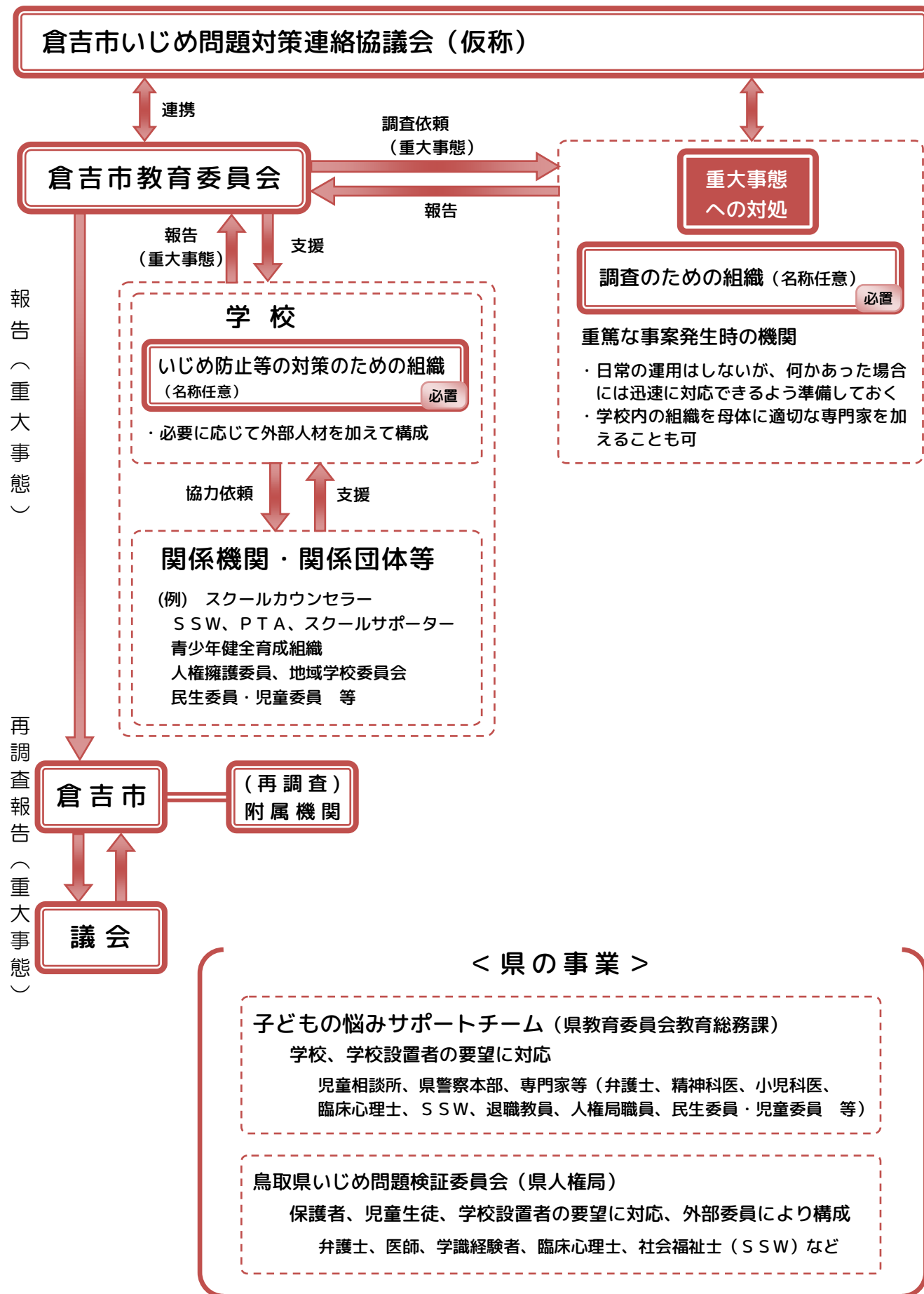
### 2 学校における取組

- (1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合には、市との協議を踏まえ、調査委員会を設け、速やかに調査を行います。(法 28 条)
- (2) 重大事態が発生した際には、教育委員会を通じ、市長に報告します。(法 30 条 1 項)

## VI 取組の検証等

- 1 学校は、いじめの防止等に向けた取組について学期毎に検証し、その結果を教育委員会に報告します。
- 2 市は、いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、倉吉市教育振興計画に基づく重点施策評価に反映させながら、改善に努めます。
- 3 市は、市及び市立学校におけるいじめ防止等基本方針の策定状況を確認し、公表します。

## ②倉吉市の対応



## 1 本校のいじめ防止とは

- いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう包括的な方針となるように書く。

（内容例、留意点）

- ・ いじめの問題に対する基本的な考え方
- ・ 自校の課題（いじめに関する内容を中心に）  
学力学習状況調査、Q・U・hyper-QU、発生事例より
- ・ 学校の目標といじめ防止の取組との関係
- ・ 保護者の願い、保護者の責務  
学校評価アンケートより

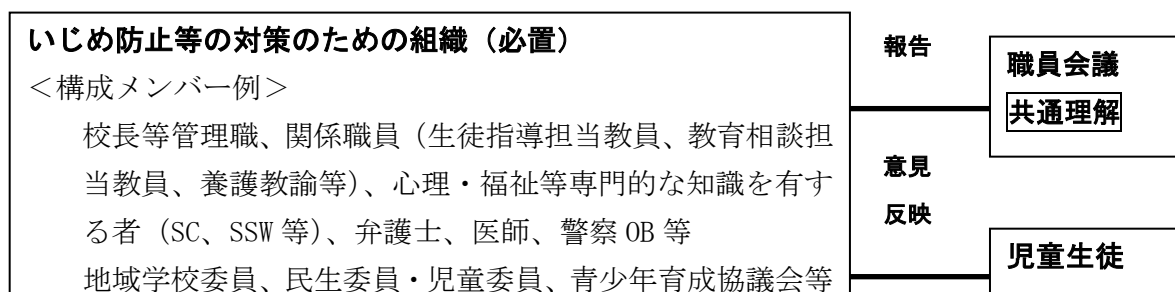
## 2 いじめを未然に防止するために

### （1）校内体制

- いじめ防止等（未然防止、早期発見、対処）の対策のための「組織」の設置について書く。

（22条…必置）

- ・ 学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。
- ・ 組織の中心となる担当者を決めておく。



\*当該組織が基本方針に基づく取組、計画の作成、相談窓口、情報の収集・記録、事案への組織的対応、取組の評価などを行う。

\*基本的には、当該組織がいじめとして対応すべき事案かどうかを判断し、問題の解消まで責任を持つ。

\*学校基本方針の策定や見直し、取組状況の把握、事例検討、計画の見直し等PDCAサイクルで検証を行う。

### （2）いじめの未然防止のための取組

- 「暴力を伴わないいじめ」に関しては、ほとんどすべての児童生徒が次々に経験している実態から全ての児童生徒に起きる可能性があるものとして全員を対象とした取組について具体的に書く。

（内容例、留意点）

#### ① いじめについての共通理解

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成

- ・校内研修や職員会議での周知

## ② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ **全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実（15条）**
- ・ **学校における情報モラル教育、インターネット利用についての保護者啓発（19条）**
- ・ 年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力の育成
- ・ いじめに関する指導（何がいじめなのか等）の年間計画（道徳や学級活動、ホームルーム活動）への位置づけ

## ③ いじめが生まれる背景と指導上の留意点

- ・ わかる授業づくり、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業づくり
- ・ すべての児童生徒が安心・安全に過ごせる学校づくり
- ・ ストレスを生まない学校づくり、児童生徒のストレス耐性の育成
- ・ 教員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動への留意

## ④ 自己有用感や自己肯定感の育成

- ・ すべての児童生徒の居場所づくり、絆づくり
- ・ 家庭や地域との連携による認める場の設定

## ⑤ 自らいじめについて学び、取り組む

- ・ 互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自ら作り出す活動

### 3 いじめの早期発見に向けて

- いじめについて、児童生徒のささいな変化に気づかずいじめを見過ごしたり、気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないように、校内でできる早期発見の方法と留意点について書く。

#### <早期発見の基本>

- ① 児童生徒のささいな変化に気づく
- ② 気づいた情報を確実に共有する
- ③ 情報に基づき速やかに対応する

- ・ 早期発見するための方法や取組
  - 目的に応じたチェックリストやアンケートの活用
  - 出席をとるときの声、表情の見取り
  - 学級日誌、個人ノート（生活ノート、日記等）からの情報
  - 保健室等での様子、家庭や地域での様子
- ・ 定期的な個人調査
- ・ 定期的な個人相談の実施
- ・ 相談箱の設置、相談電話等の周知
- ・ 気になる変化や行為等があった場合、情報を職員がいつでも共有できる体制
  - 5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）の記録用紙の作成
- ・ 必要に応じて関係者を招集し、対応のための体制についての準備



#### 4 発見したいじめへの組織的な対応

○ いじめ防止等のための校内組織が、発見されたいじめに対していじめの程度や状況によって（平常時と重大事態発生時等）組織的に適切な対応ができるよう書く。

（内容例、留意点）

##### <平常時>

- ・ いじめの発見、対応をしたときには、何が起きていて、どのような対応を行ったかを校内組織の担当者に報告する。
- ・ いじめであると判断されたら、被害児童生徒のケア、加害児童生徒の指導、関係者の保護者への連絡など基本的な流れを設定する。
- ・ いじめの問題を自分たちの問題として受けとめ、主体的に対処できる児童生徒の育成をめざした対応をする。

##### <重大事態発生時>

- ① 的確な情報収集
- ② 緊急校内組織の対策会議開催
- ③ 調査による実態把握
- ④ 解決に向けた指導・援助
- ⑤ 継続指導・経過観察
- ⑥ 再発防止（いじめをなくすための工夫）

##### 重大事態

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・ 「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、すみやかに止めることを最優先する。一人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求める。
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 学校設置者と連携をとりながら必要な対応を行う。
- ・ 当事者の保護者に十分な配慮をして伝える。
- ・ 加害児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果をあげることが困難と考える場合、あるいはいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、学校の設置者とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- ・ ネット上のいじめへの対応は、学校単独での対応が困難と判断した場合には、学校設置者と相談しながら対応を考える。（参考：文部科学省『学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集』）必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めたり、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。

#### 5 関係機関等との連携

○ いじめ防止の取組やいじめが発見されたときに連携する関係機関について、どんな連携や対応が必要かを学校の実態に応じてまとめておく。

（内容例、留意点）

- ・ 学校の設置者である教育委員会等
- ・ 県警察本部

- ・児童相談所
- ・法務局
- ・子どもの悩みサポートチーム（県教育委員会教育総務課）
- ・いじめ問題検証委員会（人権局）
- ・専門家（弁護士、精神科医、小児科医、臨床心理士、SSW 等）
- ・地域（PTA、青少年健全育成組織、民生委員、主任児童委員等）

【協議事項】

平成25年度倉吉市教育委員会表彰について

平成25年度倉吉市教育委員会表彰の被表彰者の決定について、倉吉市教育委員会表彰要綱第4条の規定により協議します。

記

- 1 平成25年度倉吉市教育委員会表彰候補者 別紙一覧表のとおり

## 倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について

### 【改正理由】

倉吉市立小学校及び中学校において、土曜日その他の休業日のうち教育委員会が別に定める日に授業が実施できるよう、倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正するものです。また、併せて所要の改正を行うものです。

### 【改正要旨】

- 1 国民の祝日、日曜日及び土曜日のうち教育委員会が別に定める日は、休業日から除くこととした。  
(第3条関係)
- 2 学校の文書の取扱いについては、教育委員会が別に定めることとした。  
(新第35条関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成26年4月1日から施行することとした。  
(附則関係)

倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

倉吉市立小学校及び中学校管理規則（昭和43年倉吉市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 学年、学期及び休業日等（第2条—第5条）</p> <p>第3章 教育活動（第6条—第9条の4）</p> <p>第4章 教科書及び教材等の取扱い（第10条—第14条）</p> <p>第5章 教職員及び学校組織（第15条—第25条）</p> <p>第6章 施設・設備の管理（第26条—第33条）</p> <p>第7章 雑則（第34条—<u>第37条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（休業日）</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。<u>ただし、第1号又は第2号に掲げる日のうち、教育委員会が別に定める日を除く。</u></p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>2 校長は、前項第3号から第7号までの休業日を定めたときは、<u>教育委員会</u>の承認を得なければならない。</p> <p>（性行不良による出席停止）</p> <p>第8条の3 教育委員会は、次に掲げる行為を繰り返す等性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずることができる。</p> <p>（1） 他の児童生徒に<u>傷害</u>、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為</p> <p>（2） 職員に<u>傷害</u>又は心身の苦痛を与える行為</p> <p>（3） 施設又は設備を<u>毀損する</u>行為</p> <p>（4） 略</p> <p>2 略</p> <p>（損害報告）</p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 学年、学期及び休業日等（第2条—第5条）</p> <p>第3章 教育活動（第6条—第9条の4）</p> <p>第4章 教科書及び教材等の取扱い（第10条—第14条）</p> <p>第5章 教職員及び学校組織（第15条—第25条）</p> <p>第6章 施設・設備の管理（第26条—第33条）</p> <p>第7章 雑則（第34条—<u>第36条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（休業日）</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>2 校長は、前項第3号から第7号までの休業日を定めたときは、<u>倉吉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>の承認を得なければならない。</p> <p>（性行不良による出席停止）</p> <p>第8条の3 教育委員会は、次に掲げる行為の<u>一又は二以上</u>を繰り返す等性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずることができる。</p> <p>（1） 他の児童生徒に<u>障害</u>、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為</p> <p>（2） 職員に<u>障害</u>又は心身の苦痛を与える行為</p> <p>（3） 施設又は設備を<u>き損する</u>行為</p> <p>（4） 略</p> <p>2 略</p> <p>（損害報告）</p> |

第28条 校長は、学校の施設・設備の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損したときは、次に掲げる事項について速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 略
- (2) 滅失又は毀損の原因
- (3) 略
- (4) 毀損した施設・設備についての保全又は復旧のためにとつた応急措置
- (5) 略

(表簿の管理)

第30条 学校に備えなければならない表簿は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第15条に規定するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)～(13) 略

2 略

(申請書等の様式)

第34条 この規則に規定する申請書、届及び報告書の様式は、次の各号に定めるところによる。

- (1)～(19) 略
- (20) 施設(設備) 毀損(滅失) 報告書(様式第20号)

(文書の取扱い)

第35条 学校の文書の取扱いについては、教育委員会が別に定める。

(校内規程の設定)

第36条 略

(補則)

第37条 略

様式第20号(第34条関係)

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 発<br>年 月 日           | 号<br>日 |
| 倉吉市教育委員会 様           |        |
| 学校名 校長 氏 名 印         |        |
| 施設(設備) 毀損(滅失) 報告書    |        |
| このことについて、次のとおり報告します。 |        |
| 記                    |        |

第28条 校長は、学校の施設・設備の全部又は一部が滅失し、若しくはき損したときは、次に掲げる事項について速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 略
- (2) 滅失又はき損の原因
- (3) 略
- (4) き損した施設・設備についての保全又は復旧のためにとつた応急措置
- (5) 略

(表簿の管理)

第30条 学校に備えなければならない表簿は、学校教育法施行規則第15条に規定するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)～(13) 略

2 略

(申請書等の様式)

第34条 この規則に規定する申請書、届及び報告書の様式は、次の各号に定めるところによる。

- (1)～(19) 略
- (20) 施設(設備) き損(滅失) 報告書(様式第20号)

(校内規程の設定)

第35条 略

(補則)

第36条 略

様式第20号(第34条関係)

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 発<br>年 月 日           | 号<br>日 |
| 倉吉市教育委員会 様           |        |
| 学校名 校長 氏 名 印         |        |
| 施設(設備) き損(滅失) 報告書    |        |
| このことについて、次のとおり報告します。 |        |
| 記                    |        |

1～6 略

1～6 略

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

# 平成26年度倉吉市立小中学校 土曜授業の実施要項（案）

倉吉市教育委員会

## 1 目 的

倉吉市教育振興基本計画の学校教育分野の重点施策⑤ 「倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成」に掲げるとおり、子どもたちが倉吉の自然や歴史、文化などに誇りと愛着が持てるよう、地域の特色を生かし、人材や歴史、自然等の財産をもとに、子どもたちが倉吉を「知る・楽しむ・育む」ことのできる取組を推進する。

## 2 内 容

### ○小学生ふるさと学習

小学校の教育課程に基づき、地域の指導者の協力を得ながら、校区を対象としたふるさと学習を中心として展開する。地域の次世代育成事業と連携して実施する。

地域の歴史・文化（文化財）・自然等について体験をとおして学ぶとともに、地域の様々な人々との地域交流・世代間交流を行う。

【学習内容、方法、場所の検討、指導者の確保（学校支援ボランティア等）、PTAとの関連】

### ○中学生ふるさと学習

中学校の教育課程に基づき、「くらし風土記」等を活用し、学習をするとともに、自分の志（進路意識）をしっかりと立て、進路を実現するための学力を身につける。

将来、社会的・職業的に自立し、良き社会人となるためのキャリア教育等を含めた学習をとおして、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を身につける。

【1・2年 くらし風土記等を活用したふるさと学習、学力補充、特別活動（立志のための活動）、3年 学力補充・調査】

### ○実施上の留意点

- ・学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子どもを育てる。子どもたちに豊かな教育環境を提供し、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、その成長を支えることができるよう取組を充実する。
- ・地域と連携した体験活動や、豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得た取組など、道徳や総合的な学習の時間、特別活動などの授業、学力補充などを通して「生きる力」をつける。

## 3 実施について

○月1回、土曜日の午前中に実施（3時間程度）する。実施日は倉吉市で統一する。

（平成26年度については、下表のとおり試行）

○平成26年度実施予定日

年間実施日数・・・小学校 3回、中学校 5回（実施日：○）

|       | 実 施 日  | 振替（閉庁）    | 小学校 | 中学校 |
|-------|--------|-----------|-----|-----|
| 1 学 期 | 5月10日  | 8月13日（水）  |     | ○   |
|       | 7月12日  | 8月14日（木）  |     | ○   |
| 2 学 期 | 9月13日  | 8月15日（金）  | ○   | ○   |
|       | 11月15日 | 12月26日（金） | ○   | ○   |
| 3 学 期 | 1月17日  | 1月 5日（月）  | ○   | ○   |

\* 教職員の振替は、表のとおり一斉振替日を設定し、閉庁とする。なお、児童生徒については、長期休業中のため、振替は行わない。

\* 小学校は、地元関係団体等との調整のため、2学期から実施する。